

509.7-D25-3ㄅ



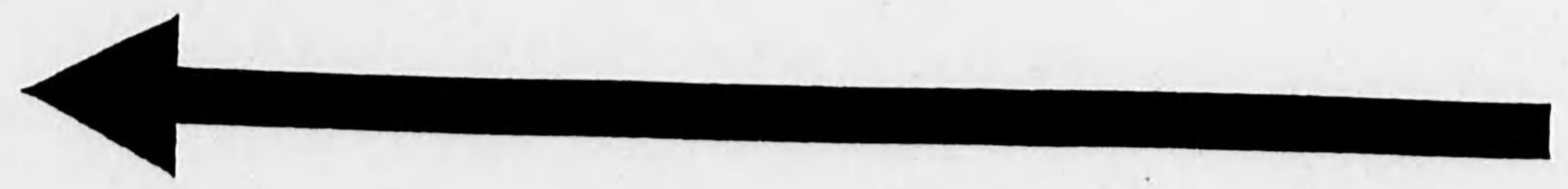
09.7  
25  
3

勤勞管理指導  
資料第二輯  
鑛業勤勞管理刷新方策

大日本產業報國會編



始





勤勞管理指導資料第二輯

昭和十八年五月

# 鑛業勤勞管理刷新方策

大日本產業報國會

509.7  
D25  
3

は し が き

惟よに鑛業（炭山、鑛山を含む）に於ける勤勞管理は單なる目先の對策を以てしては到底解決し得ざるものであつてその據つて立つ特殊性に基きたる恒久對策の樹立を必要とする。

本資料は大日本産業報國會中央本部産業別部會鑛業部會及び同專門委員會によつて決定を見たる成案にして第一部は當面實施さるべき緊急的對策を抽出せるものであり第二部は全面的對策（恒久、緊急的對策を含めた）であるが、茲に關係部會員及び専門委員の方々に厚く謝意を表すると共に勤勞管理資料として印刷に附し一般の參考に供する次第である。



## 目次

はしがき

第一部 鑛業の特殊性より觀て當面實施さるべき方策……

……産業別部會鑛業部會……(一)

第二部 鑛業の特殊性より觀たる勤勞管理刷新方策……

……鑛業部會専門委員會……(八)

## 第一部 鑛業の特殊性より觀て當面實施さるべき方策

鑛業部會

### 一、要旨

鑛業は其の經營上に於て又勤勞者の作業上に於て工業等に比し著しく異なるものあり即ち

(一) 經營上に於て鑛業の對象物が地下埋藏資源たる關係より鑛物の賦存狀況を確認すること容易ならず自然條件の不測の變化等作業上の不安を包藏するのみならず企業には多額の資本を要し長期に亘る事業計畫に依り操作する關係上價格の變動等に對する不安にも曝露せられ事業の安定を缺くの惧あり、爲に動もすれば諸般の施設も恒久的ならず、一時的、假設的に流れ易き傾向あり。更に

(二) 鑛山に於ける勤勞は地下坑内作業を原則とし、從つて採光、換氣等非衛生的環境下に於て、然も落盤、瓦斯爆發等の危険に曝露せられ、而して其の要求せらるる作業は重筋勞働にして、体力に俟つこと多く從つて壯年最盛期を過ぐるに於ては、能力低下、收入減を來すの惧れあり、又其の生活は多く山間僻地に集團し、子弟教育、娛樂設備等につき恵まれざる環境にあり、前述の諸般の施設恒久性を缺くるの憾ある點と相俟ち勤勞者の安定を得ず、移動率高く、能率の向上を阻害するこ

と多大なるの憾あり

然るに現下鑛業生産の増強は國家喫緊の要務なるに拘らず、近時鑛業勤勞力の獲得困難を極め能率必ずしも良好ならざるは畢竟勤勞者の處遇、勤勞管理等に於て適當ならざるもの在るに因ると云はざるべからず此の際叙上の鑛業の特殊性を究明し、之に對應する根本的對策を急速樹立實施すること緊要なり。依て當部會は之に關する専門委員會を設置し研究の結果、答申「鑛業の特殊性より觀たる勤勞管理刷新方策」を得たり。其の内容概ね適當なるを以て、政府當局を初め關係方面に其の趣旨の徹底を圖ると共に當面實施すべき勤勞問題に關する對策を選び、左の區分に從ひ之が實現を期する次第なり、而して右勤勞問題に關する對策と共に鑛業經營の安定に付き根本的施策を同時に實施すること肝要にして兩者相俟つて初めて所期の目的を達成し得るものと信す

## 二、對策

鑛業の特殊性より觀て、各企業体、單位産業報國會、各統制會、大日本産業報國會、道府縣産業報國會、並に同支部に於て處理すべき事項及び政府に要望すべき事項左の如し

一、各企業体、單位産業報國會に於て處理すべき事項

### (一) 保安の徹底に關する事項

災害防止施設の強化を計ると共に新入鑛員に對する保安訓練を徹底すること

### (二) 勤勞者の資質向上に關する事項

各所に鍊成道場を設置し左記の教育、養成の徹底を計ること

イ、新入鑛員に對しては基本訓練要綱を設定し知識、實習一体の基礎訓練をなすこと

ロ、幼年鑛員、青年鑛員に對しては特に教育鍊成機構の完備を計ること

ハ、指導の任に當る係員に對し統率能力を向上する教育を徹底し、全面的職場明朗化を圖ること

ニ、中堅勞務者（先山）の計畫的養成をなすこと

### (三) 作業環境の改善に關する事項

イ、勞働力の量的、質的低下の對策として科學的管理方法を採り入れ作業の平易化を計ること

ロ、作業時間さへ延長すれば能率向上すといふ觀念を是正し、職場に應じたる適正時間を研究決定し之を確守すること

### (四) 生活環境整備に關する事項

四  
イ、職場と住居とを強く結合せしむべき管理方式を工夫し勤勞の厚生と作業能率の向上とに有機的關聯性を保たしむること

ロ、住みよき住居とし隣組、町内會制度の活用を充分にし共同倉庫、保育所、幼稚園、産室、共同洗濯場、物干場等の共同的施設の擴充を計ること

ハ、保育所、幼稚園等の乳幼児の保護教育機關等の設備を主婦の鍊成道場とし家庭の向上を計ること

ニ、主婦に對し豫算生活による生活設計を徹底すると共に特殊の金融制度を設け負債整理をなすため、借買、高利業者よりの金融を受くるの悪習慣を矯正すること

(五) 社會的環境の整備に關する事項

山と地元の相互扶助的關係を確立し、勞力の交流、文化の交換、良質子弟の定着、生活必需物資配給の調整、青少年團、警防團、産報青年隊等の組織及運營上の合理化を計ること

(六) 管理組織の改善に關する事項

イ、職場全員を統轄する綜合一体的管理機構を確立すること

ロ、鑛業の實情に適したる産報部隊組織を整備し活用すること

(七) 賃金の適正化に關する事項

イ、生活安定を考慮せる基本給制に入坑手當、能率獎勵加給、家族手當、賞與等を適當に加味したる賃金制度を工夫實施すること

ロ、生活安定方策の一策として通貨賃金の他物資給與に付工夫すること

二、各統制會、大日本産業報國會、道府縣産業報國會並に同支部に於て處理すべき事項

(一) 前記各企業体、單位産業報國會に於て處理すべき事項に關し之を助成すると共に參考となるべき資料を提供すること

(二) 鑛山生活の實相に適したる文化指導をなすこと

(三) 鑛山と地方自治体との有機的一体化を圖るため關係者協議會等を設け指導すること

(四) 鑛業勤勞者の職業的地位を昂揚するための宣傳、表彰、勳章制度、國家的慰靈祭等の方途を講ずると共に鑛業勤勞者に對する感謝援護運動を展開すること

(五) 廉買施設等の配給機構を整備し鑛業に對する生活必需物資の特配をなす様努力すること

(六) 鑛業の勤勞條件に關する國家的施策或は各企業体、産業報國會等に於いて實施すべき問題に就き基本的研究をなすこと

三、政府に要望すべき事項

- (一) 鑛業勤勞の重要性に鑑み、一定數の子弟を確保し幹部鑛員たるべき教育を実施すること
- (二) 國民學校卒業生の一定數を鑛業へ就勞するやう指導すること
- (三) 鑛山と地方自治体との有機的聯携化に關し指導すること
- (四) 鑛業勤勞の配置並に保護に關する法規を強化すること
- (五) 鑛業勤勞に對する生活必需物資の確保をなすこと
- (六) 賃金に關しては他産業に比し鑛業の特殊性に應じたる均衡を保たしむる如く考慮すると共に、獎勵金の増額をなしその一部を勤勞面に對し分配する等の方策により之が能率向上を圖り更に進んでは年金、保險等によつて國家的に鑛業勤勞者の生活保全の措置を講ずること

鑛業部會部會會員名簿

(○印部會長)

三菱鑛業株式會社	勞務部部長	平澤幹
三井鑛山株式會社	常務取締役	田代壽雄
住友鑛業株式會社	常務、別子鑛業所長	荒川英二

古河鑛業株式會社	取締役、總務部長	岡田完二郎
日本鑛業株式會社	常務、總務部長	栢村稔三
北海道炭礦汽船株式會社	常務、總務部長	中根正良
明治鑛業株式會社	社長	松本幹一郎
貝島炭礦株式會社	社長	貝島太市
磐城炭礦株式會社	常務	倉田龜之助
石炭統制會	理事	○植村甲午郎
鑛山統制會	理事	津田秀榮

## 第二部 鑛業の特殊性より觀たる勤勞管理刷新方策

八

鑛業部會專門委員會

### 一、要 旨

時局下鑛業生産の増強急務なるに不拘近時鑛業勞力の充足困難を訴へ所要勞力を獲得し得ざるのみならず、移動多く、出稼良好ならず、能率亦舉らず、爲に所期生産の實を擧げ得ざることあるは遺憾なり。右は畢竟鑛業が人心を繋ぐに足る要素を失へることに原因すべく之と關聯し鑛業従業者の産報精神昂揚發揮に缺くるところあるに因るものと認めらる。以之鑛産の増強を圖り時局の要請に應ずる爲鑛業の現況を検討し其の特質に即すべき管理上の改善向途を闡明せんとするものなり

### 一、鑛業特殊性究明

#### (1) 經營上の特質

鑛業稼行の對照たる鑛物賦存狀況は地表より究知すること困難にして鑛床狀態、鑛種變化、品位高低明ならざるのみならず其の地殻變動、地壓影響等を正確に判斷し計畫的操業を進むるは容易ならず

之が準備開發に長年月と多額の經費を費し探鑛を行ひ鑛床概貌趨向を推知したる上ならでは眞個操業に着手し得ざるのみならず一度操業開始の曉には更に不斷の探鑛を必要とし操業の前途には絶えず不安を藏しつつあり

而して開發の進むに伴ひ坑道掘進並に其の維持に多額の固定資本を必要とし、然も鑛床は有限にして鑛山命脈永からず、操業の進展は事業の發展を意味する反面終末に近けるを意味す、更に鑛産物に對する市場需給恒ならずして事業浮沈甚しき爲勢ひ有利期間に於て急速に高率消却と高率配當を行ふ要有り、鑛業が危険投資と見做され鑛業を以て投機性ある事業とせらるる所以なり

右の結果諸般の施設概ね一時的假設的に流れ易く恒久施設は鑛業本質にそぐはぬものあり、各般の管理亦右鑛業特質の羈絆より脱し得ず

鑛業經營の安全を圖る爲國家に於て適當なる施策を講ずるにあらざれば右經營上の特質より來る桎梏を免ること困難なるべし



### (ロ) 作業上の特質

鑛業が地下坑内作業を本質的特性とし居る爲其の稼働は天日より遮ぎられ採光不十分の下、換氣良好ならず、水湿に濡れ或は熱氣に喘ぎ非健康非衛生的環境下に於て落磐、瓦斯爆發等の危険に曝れつつ壯年者のみ善く耐へ得る辛き重筋労働に従事するを要請せられ居り、作業は強大地壓に抗しつゝ、刻々變動する採鑛條件と變化多き鑛況に對處しつゝ、極限せられたる狹隘空間に於て作業の機械化を妨ぐべき不利なる條件下に主として膂力を以て行はれ、作業が粗荒性を帯び技能は緻密性を要求せられずして其の熟練度に係るよりも体力腕力に俟つこと多く従つて勝れたる健康体を要求せられ未経験者と雖も坑内作業に従事して一應の效程を示し得る場合多き反面、体力消耗著しく壯年最盛期を過ぎ漸く技能熟練し且つ家族係累多きを加ふる頃に於て体力急速低下に因る收得の遞減を來し永年の勉勵に拘らず反つて將來の生活に不安をさへ感せしむることは特に考慮を要すべき點なり坑内稼働が暗所に分散したる作業場に於て行はれ監督容易ならざるを以て各自勤勞精神に依り自律的に精勵することを必要とする點銘記せらるべきなり

### (ハ) 立地的特殊性

鑛業が立地的に鑛床賦存を絶対必要條件とし、爾餘の交通、水利、生活は從屬的に考慮せらるるの

外無き特性を備へ、然も鑛床が地質的理由に基き山間僻地に多く發見され、乃至は交通生活の利便と關係なく露頭するが爲之が開發に當りては其の従業者は一般社會と隔絶せる環境に特殊集團を形成し、生活、慰樂に至る迄獨自の施設に俟つ必要あり、子弟教育に付きても多くの不便を忍ぶの外なきなり

### 三、勤勞管理改善向途

現下鑛業生産増強の要請に應ずる爲勤勞管理の刷新を圖るに當りては叙上の鑛業の特質を深省し、既往鑛業發達過程にも照し國體民情即應の方途を講じ以て鑛業に對する人心を繋ぐと共に愈々勤勞精神具現昂揚を期すべきことを要事たるべし

而して鑛業經營上の前述の困難性は諸般の施設に恒久性を失はしめ、管理は假性的となり待遇亦充分なるを得ず之が従業員の福祉に係ること多大にして、更に鑛業勤勞自体が地下暗所に於て生命の危険多き非健康的重筋作業を特質とし然も壯年期を過ぎ収入著減を必然とするを思はば人の好んで撰擇すべき職務たらざるは寧ろ人情の當然ならん

然るに鑛産物が國民日常生活と不可分の關係に有り、且時局下軍需國防上特に其の増産を必要とする

に於ては鑛業の國家性、公共性に鑑み其の困難なる事業、辛苦なる作業、不便なる生活に對し國家に於て特段の庇護援助を與ふ可く國民亦感謝認識有りて始めて鑛業に人心を繋ぐ途を開き得べきなり。翻つて顧るに鑛業が他の産業に比し營利の對照として稼行せらるゝ場合多く經營理念管理方針亦妥當ならざること少なからず、従業員は單なる一人の被雇傭者に墮し其の勤勞には國家的國民的感激なく、「鑛夫」は侮蔑の對照にこそなれ、榮譽感謝の對照となり得ず其の勤勞は酬ひられざること久し。而して鑛産増強の必要に會ふや忽卒利を以て之を導かんとするも到底俄に人心を繋ぎ留むることの難きは自明の理なり、以之鑛業現況と其の將來を思はば須く往時鑛業従事者に士分を認め特別庇護を與へ又は相互扶助組織の自然發生せる史實にも照し且つ鑛物を國家の所有に屬せしめたる所以と鑛業の基本産業たる事實を確認し、その國家性公共性を明徴にし、作業の安全、給與の適正、生活の潤ひ、老後の安定を圖る等國家として確乎たる政策を樹立し、従業員に對しては勤勞に屬み國家の要請に應ふべき管理の抜本的刷新を圖るを必要とすべし。而して之が對策中鑛業經營の安全化諸方策、國家勞務配置方針の修正、能率改善、並に勤勞一般對策等は暫く之を措き前述の鑛業特殊性より見て特に必要とすべき環境の整備、並に給與の改善に付き勸考すること次の如し。

## 「現場の明朗化」に関する對策

### 目、標

鑛山に於ける生産増強を圖るため之が明朗化により新体制を樹立する目的を以て作業及び生活の全面的環境整備を計り産報精神の昂揚と相俟ちて之れが實踐を期せんとす。

### 實 踐 要 項

#### 一、作業環境

##### 1 信頼感の振興

地下勞働の特殊性に鑑み指導者と一般勤勞者との間に傳統的情義關係を保たしめ坑内に於て共甘共苦の勞働氣を醸成せしめ、特に初勤者に對しては人格的結合を主眼とせる鑛山独自の補導制度を確立し以て坑内勞働の感激性を昂揚せしむること。

##### 2 安全感の確保

坑内作業の特殊性より見て其の危険性及非衛生的惡條件を可及的に除去し地下勞働の安全感を増

強せしめると同時に他面坑内に於ける福利厚生施設の擴充強化を計ることが基本的緊要事たるに鑑み夫々専門家に委嘱の上具体案を作成し之が實現に努む可く猶坑内作業の實相を一般社會に宣傳認識せしむること

### 3 作業の平易化

(イ) 作業の機械化は勿論、鑛車の改良、軌道の布設法、其の他作業用具の再検討を實施すること

(ロ) 技能向上策として一般勞務者より作業方法に關する身近の考案を募集し、下級指導者をして技術的研究心を深からしめること

(ハ) 統制會、産業報國會に於て之れが獎勵の方途を講ずること

(ニ) 労働時間の適正化の爲め作業方法、生産工程、作業組織を改革し長時間労働、残業等の弊を矯正し、定常時間内に所期の實績を擧ぐるに努むること

## 二、生活環境

### 1 住宅關係

(イ) 鑛山勤勞者の住宅は保健、衛生、安息等の見地より改善を圖ると共に氣候、風習等に基く

生活環境の郷土的特殊性をも取入れ情緒的工夫を用ひ「住み良い住宅」としての環境の整備に留意すること

(ロ) 住宅の管理方法として生活の協同化組織を推進せしめ、隣組、町内會制度の活用を努むること

(ハ) 居住地區組織と作業場の人的組織との有機的聯繫を緊密ならしむること

(ニ) 住宅環境として左記共同利用施設を整備すること

共同倉庫、保育所、幼稚園、産室、共同洗濯場及物干場

(ホ) 寄宿舎は特に薰陶組織、保健組織を確立し現場と舍内との人的組織の融合に依る有機的聯繫を計ること

### 2 文化の啓培

(イ) 家庭の向上

鑛山勤勞者は教養概して低く家族間の人格的結合不充分なるを以て之が改善の一助とし保育所幼稚園等の乳幼児の保護教育の機關を設け、他面此等の設備を主婦の鍊成道場とし母を通じ家庭の改善向上を計り應ては鑛山社會協同化の礎石となすこと

(ロ) 生計指導

家庭の主婦は一般に家事の智識に乏しきを以て、之れが常識の涵養と共に生計指導として豫算生活による生活設計を樹立せしむること

(ハ) 餘暇利用

鑛山の地理的環境に照應し一定の計畫に基づき山菜、魚類の採取、枯薪の伐採、家畜の飼育及空地利用に依る蔬菜の栽培等を奨励し生活物資の自主的補給と家族皆勞の實踐に資すること

(ニ) 文化施設

鑛山は概して邊陲の地に所在し文化遅るゝを以て、鑛山の文化施設を社會一般文化水準に迄引上ぐる必要ある一面鑛山生活の實相に適應せしむべき創意工夫を施すを必要とすべく、之れが指導に當りては独自の文化挺身隊の活動を促し鑛山文化の創設を考慮すべきこと

三、社會的環境

時代の趨勢に鑑み從來の封建的鑛山社會觀を是正し地方自治体を抱擁し之と協力すべき新社會觀を確立し勤勞行政の郷土化に徹すること

(イ) 之れが運営に關しては鑛業行政と地方行政との連絡を緊密化し官民一体の地方的協力組織を

設け左の要領につき即決實踐すること

(ロ) 農鑛勤勞力の適正なる交流策

鑛山は農村の機械化に向つて資本的、技術的に積極的援助を與へ、兼業農家の餘剩勤勞力の維持増強を畫すること

(ハ) 農鑛文化の調整

鑛山に於ける福利厚生施設の地方的進出に依り農村文化の向上を計ると同時に新社會の全面的向上を計ること

(ニ) 國民學校卒業生徒の合理的就職

鑛山を郷土産業化し郷土人士の鑛山に對する關心を深むる一面教學制度の郷土化を圖り教育を通じて兒童の鑛山に對する知識を深めしめ以て卒業生の適正なる職場進出を促がすこと

(ホ) 生活必需物資の配給量及配給機構につき鑛山と地方自治体との有機的連繫を計り有無相通せしむべきこと

(ハ) 青少年團、警防團、産報青年隊等に關する組織及運営上鑛山と郷土の一体化合理化を計ること

四、經濟的環境

## 1 經濟的指導と監督

- (イ) 無盡講其の他之れに類する功利的制度を禁止すること
  - (ロ) 借買、高利業者よりの金融を受くる等の惡習性を矯正すること
- ## 2 負債整理を斷行し進んで特殊の金融制度を設けること

## 五、職業的環境

鑛山勤勞の性格に關し從來の傳蔑的社會通念を是正し産業戰士としての自覺と誇を保持せしむる爲め勤勞者の教養を高め生活の向上を圖るべきは勿論鑛業に對し國家的優遇を特に厚からしむる等左の諸點に付考慮を加へ以て鑛業の職業的地位の昂揚に資せしむべきこと

- (イ) 從來の優良勤勞者に對する國家表彰制度は鑛山に對する新規勤勞力の吸收策としての魅力に乏しきを以て鑛山に關しては別途特種の考察を必要とすべきこと
- (ロ) 勤勞報國際に對し供出先地元に於て鑛山に對する正しき認識を與ふると同時に鑛山に於ても之れが取扱方につき特殊の建設的創意を加へ彼等を通じ鑛業に對する一般認識の是正を圖るべきこと
- (ハ) 技能者召集猶豫制度(特殊技術者調査規則に依る)の擴充並に熟練勤勞者の召集解除に付

可及的配慮を要望すべきこと

- (ニ) 鑛山殉職者に對し國家又は關係機關に於て鎮魂すべき神社を建設し國家的慰靈祭を行ふ等殉職者に對する感謝を表徴する方途を講ずること

## 六、法的環境

鑛山に對する現行法規を再編成し之を社會生活各面に及ぼし經營の自主性を危くせざる限度に於て保護的立法を制定すること

猶統制的法規に關しても事情の許す限り鑛山の特殊性を加味すること

## 七、管理組織

### 1 各組織の強化整備

- (イ) 鑛業の作業場が分散的なるに鑑み作業組織として産報五人組制を其の實情に應じ適宜採入れ組の自律的精神に依り作業能力を發揮せしむべきこと
- (ロ) 生活組織としての常會制度を擴充強化すること
- (ハ) 右明朗化を期するため作業並に生活部門を一体的に指導する勤勞管理機構を確立すること
- (ニ) 社會組織として農鑛一体の協力組織を設け勞力の交流、物資の配給、勤勞奉仕の相互援助

につき有機的解決を計ること

(ホ) 其の他統制會の實行力の強化及産報運動の實質化を計り各般對策の徹底を期すべきこと

## 2 各組織自体の強力化と同時に各組織相互間の運營的一元化を必要とす

要之鑛山の明朗化は戦力の急速増強策として迂遠の觀あるも鑛山の特殊性を究明し之れに即應せる果斷的創意の實踐こそ決戦下に於ける眞の生産増強對策と思料す

## 「給與の適正化並物資」に關する對策

### 目 標

鑛山に於ける生産増強を圖るため其の特殊性に應じたる「給與の適正化並物資」に關する對策を樹立し之が實踐を期せんとす

### 第一 給與に關する件

#### 一、基本 觀 点

1、地下勤勞は一般地上勤務に比し自然的條件並稼動狀態に於て辛勞度高く危險性多く非衛生的

なり、この不利なる條件下に於て鑛業報國に奉仕せねばならぬ勤勞者に對しての給與に付いては一般給與に對するよりも高度の考慮を拂はるべきなるに拘らず鑛山勤勞者は現經營情勢下にては一般勤勞者に比し壓縮せられた給與に甘んずるの已む無き狀態に在り依つて之の點に對し何等かの施策を要すること

2、現行賃金規制が畫一的、形式的規制に終始し賃金と不可分に考ふべき給與施策社會保險等が何れも平時体制に留つて居り大戰下總力勤勞第一主義の現在に何等指導性、適應性を有せざる實情に鑑み、現行賃金、給與扶助、保險等に付再檢討を加へ此等に關し國家乃至社會、勤勞者經營者或は一般生活、勤勞能率、雇傭責任の如き觀點より夫々の給與責任を判定考察し新体制に副ふ給與制度の樹立を果斷に實施するの要あること勿論なりと考へられるが特に鑛業勤勞者に對しては其の勤勞の特殊性のみならず現在國家が此等の基礎資源勤勞者に期待するの極めて大なるものあることを考へ併せ近來の工場追隨的態度を一擲して給與待遇の改善に付き果斷迅速なる施策を要すること

3、尙ほ給與に關する問題は社會的の榮譽の制度と併行すること肝要なること

### 二、賃 金

## 1、金額に就て

生産量、就業時間等の一般作業觀に立ちて賃金額を律せず寧ろ鑛業勤勞が地下勞働なる事實を率直に把握し端的に「一般工場及其の他」の勤勞よりも高き賃金に値することを考ふべきなり之れは事實地下辛勞作業を厭ふ人間性に歸着する問題にして議論を超越した事理と云はねばならぬ、而して其の増差に關しては鑛業勞働の平均就勞可能年數が短期なる事實、及實際動日數の工場よりも低位に置かれねばならぬ必然性、並鑛業就業希望魅力を高め勞力確保すべき必要度等を考慮し月收に於て五〇%増以上なることを至當とすること

## 2、形態に就て

鑛業勤勞が筋肉性にして強靱なる体力を必要とするを以て能率は年齢の増加に伴ひ急激に低下し收入亦減少すべく一時高賃金を得ると雖も勤續全期間を通じて考へるときは不利にして且つ老後の安定を得られず、従つて鑛業勞働の安定乃至勤續を圖ること困難なり、又鑛山生活が公私一体的性格を有するを以て賃金高低が生活心理に及ぼす影響をも考ふること肝要なるを以て自然安定度を有する基本給が第一根底に考へらるべきなり。即ち賃金の諸形態がその本來の趣旨を没却せられ一に生活又は收入觀念に依つて稼ぎとられ塗り潰されて居る現状より脱却して

安定基本給を第一としその上に能率給、社會給、年功加給等を考へらるべきなり。基本給一〇〇能率給六〇——八〇此の外社會給、年功加給其の他の給與を合して總收入は基本給一〇〇に對し二〇〇位なるが適當なること

## 3、特異性給與に就て

現在賃金統制下に支拂はれて居る給與内容を見るに左の如し

- イ、基本給……………通常勤務に對す
- ロ、獎勵加給、能率給……………特別勤勞、能率に對す
- ハ、入坑手當、保安賞與……………作業特性に對す
- ニ、家族給、社會給……………社會生活安定の爲め
- ホ、福利施設の給與……………廉賣補助等生活安定安易感を加へる爲め
- ヘ、賞與……………一定操業期間の功勞に對する慣例

以上の如く賃金以外の給與とも關聯して見て一般工場等との間に格別差異なき實情なり。従つて鑛業に於て現在金額及形態に就て逸早く理想的改善を加へらると同時に之に特異性乃至特典を附加すべき必要を痛感す。即ち先づ

第一に基礎産業に於て犠牲的精神を以て勤勞する人々に對する國家及社會の感謝の物質的表現が望ましくこの點から國家が地下勤勞者に對し特別賞與制度を實施する等何らかの施策が希望せらる。金額は最底現行規制賞與、要認可限度（半期三十圓）位とするが適切と考へらるゝこと

第二に入坑手當の如きは明確なる形態、相當の金額を以て表示し場合に依りては國家的給與にまで引上げるが適案ならん。斯の如き制度を設けることは一に現狀に於て尙ほ且從來の觀念に於て歪められた對礦業勤勞者の社會的認識の是正と向上とに資する所以であり二つには資源開發が其の國家財政經濟上に持つ重要度に應じ我礦業史に見らるゝが如き特別政策の現代に於ける一つの適用に他ならず操業能率の獎勵制度と併行して勤勞面にも之を實施することが考へらるゝこと

第三に鑛山勤勞の生産、消費兩生活の一体性に鑑み從來確かに鑛山の魅力たりし實物給與乃至物價調節に依る安定生活を尊重する意味に於て福利面に於ける給與制度は實情に即し調査統一し之を無條件容認することが望まじきこと

### 三、賃金以外の給與、扶助及保險

勤勞在職期間中の扶助、退職死亡後の保障に付ては扶助規則、健保法、退手法及年金保險法等を再検討し賃金制度と一貫性を持たしめると共に實情に即して額の増加すべきものは之を増し以て勤勞者生活に更に廣き篤き保障を考ふべきならん。而して各々の制度が現時局下に相變らず分立して平時編成のまゝに放置せらるゝことは甚だしく不見識と云ふべし

就中礦業勤勞者に對しては其の勤勞の現狀及特殊性に鑑み一般給與制度の問題以外に現行の礦夫（名稱改正の要あり、假稱礦員）就業扶助規則を改編して充分なる實質と特殊性とを有する經常的法令とし之に疾病、傷痍の扶助、健康保險、退職手當、年金保險等の諸制度を整備統合すると共に遺族扶助、保險等が加へらるべきなり。遺族給與に付てはその經費の相當部分を國家の責任に於て支出することを考慮し礦業勤勞者の安定保障を實施し礦業勤勞の公共性と勞苦とに應ふ可きものと思考す

惟ふに年金保險の如きは礦業勤勞に關する限り之を現行制度の如き迂遠なる保險に依らず實額保障とするが時宜に即したる政策ならん

前各項に於て強調せられたる礦業勤勞の特殊事情が率直に諒解され實施されることが礦業勤勞に對する社會的心證を刷新し勤勞者の充足確保上鑛山の醇厚溫和な傳統生活に新味を加へて大



なる魅力となるべし。之と同時に勤勞給與方策を考ふるに當つては常に必ず鑛業と他産業との關聯權衡を明確に意識し工場其の他特に鑛業と互換性のある土建、農林水産方面の勤勞給與に關して適切なる規正を加へ鑛業給與の優位性を亂ること無からしむべき方途の講せらるべきこと

#### 四、給與と經營との關係

基本觀點の項に於て述べた如く給與の適正はその内容の分析檢討を遂ぐると共に今後の勤勞理念に即し形態再編成をなすを以て始とすべし。而してその適正化の結果、經費の増大に基く經營經理上の影響に付きては鑛業の特質上已む無き次第を歪曲せざる様に承認し特に勤勞が重大要素を占める鑛業に於ては勤勞第一主義に據ることとし、經營上の問題は物價政策、生産政策に依り夫々適切なる處置を講せらるべきなり

理念、生活、能率、凡ゆる觀點より見て正しき金額、形態、保障制の採用を當面の鑛業經營の經理上の狀況に引摺られて抑制留保することは結局當面の鑛業勤勞者の確保、能率増強に於て拙策なるのみならず將來に亘つて鑛業勤勞者の勞力培養を期し鑛産増強を確保し以て國力伸長に寄與する上に於て採らざるところなり

速かに是なりと認めらるゝところに従つて鑛業法令、其の他關係法令の改正並に鑛業に於ける給與に付適切なる施策をなすことを要す

### 第二 物資に関する件

#### 一、基本觀點

鑛業勤勞は其の性質概ね強度の筋肉性であり又其の生活環境及従業員が多く農村出身者なる點等よりして生活物資特に食料に付ては相當度の手配を絶体に必要とす

現時各方面の情勢は逼迫し夫々規正を要すべきこと明瞭にして鑛業部内に於ても之れが認識深きものあるも之を大局的に觀て現狀に放置するは長期、渾身の作業に對し充分の榮養を與へ安定せる生活を待せしめ、生産能率を維持向上する所以ならざるを以て現在の配給規正の檢討又は新規施策に依り特配又は増量に付特に深き考慮と速かなる措置を要するものと考ふること

#### 二、主要食料

先づ主食物なる米穀に付てであるが従來長年月に亘り實施せる配給實績を其の六割にも及ばぬ現在の規定に止むることは都市、農村と異り配給以外の餘分食料又は食事施設に恵まれざる鑛山に於ては直接勤勞者を消耗せしむると共に之れが重壓を家族全体に及ぼしつゝあり、蓋し忍び得る

限度に於て働き且生活しつゝある現状なるが故なり。鑛山は概ね生活簡素なる上に副食物の攝取に比較的困難なる故現在の食事に關し檢討改善の餘地ありとするも主食物の一定量確保を必須とし少くとも坑内外一入平均六合は必要にして之が困難ならば坑内勤勞者だけでも六合の配給は考慮すべきにして、現規制下の都市地帯に於ける家庭外業務用の恩恵を享る實情に照らし何等か施策の餘地ありと思はる。鑛山に米が着いたと云つて妻女子弟が喊聲を擧げ、縁故なき農繁歸農或は買出しが行はるる等の多き實例は如實に特別對策を要望せられ居るものと看取すべきなり。米穀以外の副食物、嗜好品、特に酒、砂糖類、味噌、醬油等、調味料に關しては主食物と睨み合はせ鑛業勤勞の特殊性に鑑み適應せる配置が必要なると同時に鑛山に於ける自然植物の食品化、貯藏化、榮養食に對する配慮並に榮養劑に付て考慮することも肝要なること

### 三、作業衣料及用品

茲に作業衣料及用品と指稱するは作業衣、醫務の用品、タオル、シャツ、足袋脚絆、手袋、地下足袋、ゴム靴、石鹼、寄宿舍用寢具材料、辨當箱、履物、坑内照明用具等を謂ふ。作業衣料に付ては重工業方面の職種別所要量を最底一五〇點最高五八〇點の如き數字を示してゐるが坑内作業に於ては鑛水、紛塵、泥土等の爲極めて短時間に汚損する實情なれば衛生及生活安定（居付）上

の觀點より點數取扱並に配給數量に於て格別の考慮を必要とす。又坑内勤務に必須の用品類は之を他に比して優先配給をせざれば直に稼動に支障あるものなれば特に所要數の調査配給をなすべきなり。昔から「山に社宅」の例に洩れず勤勞者の定着、休養厚生の上より住宅資材寢具材料は必ず確保を要するものにして之に關しても無點數衣料の増配或は衣料切符の増點等の特配、點數取扱等が考へらるべきこと

### 四、配給機構

鑛山に對する主要食料並作業衣料及用品の配給に付ては概ね所在邊陲の地なるに加へて集團居住なること、從來より物資安價なること、安定心理の維持の必要なること等鑛山に於ける消費生活の特殊事情に鑑み左の如き措置が必要なること

- 1、數量の決定に付ては必ず鑛業行政官廳、統制團體、産報鑛山部會（可及的速かに單一系統に依る責任配給とすること）等這般の實情に通曉せるものの決定又は指示に依るものとする
- 2、價格に付ては一般價格より低廉に配給せしめて生活安定に資すると同時に勞力充足上の魅力たらしめること

- 3、鑛山購賣會又は配給所は發生的に存する魅力、福利施設の意義よりするも、又現在操業上缺

へからざる事業施設たるの實情に照し凡ての物資は此れ等の購賣會又は配給所を通じ配給せしむることとし一方食糧營團取扱物資に就ては道府縣營團業務開始の際は之等を同營團の町村出張所或は代位機關として認める等供給の簡易、迅速並に確實を期すると共に山内の實情に即し適切なる措置を講ずること

五、現行規正配給の再検討及鑛業勤勞者への感謝援護運動

現在の配給は先づ第一楷梯として畫一規制の時代にして必ずしも適正と云ひ得ざるものあるを以て需要、必要の程度に應じ迅速なる修正を加へ又増減を可能ならしむることとし先に述べた如く主食物、嗜好品等に付ては特に此の點を検討し鑛業方面に増配し得るやう検討する餘地ありと思はれる。而して鑛業勤勞の重要性とその勞苦を一般社會に認識せしめ同時に鑛業勤勞者を一段と奮起せしむる爲め美しい人情運動を以て能ふ限りの配給是正乃至増配の實質的解決を企てることも極めて有意義なりと信するを以て鑛業勤勞に對する感謝援護運動等適當の方途を選ぶことも一案なること

鑛業部會專門委員會分科會議題及小委員氏名

一、給與の適正化並物資に関する件

(◎印は主査 ○印は幹事)

日本鑛業株式會社	勞務課長	◎松原寬
住友鑛業株式會社	東京支所長代理	○中村大之助
日鐵鑛業株式會社	勞務課長	○高松茂男
石炭統制會	勞務部次長	○田中丑之助
明治鑛業株式會社	勞務課長	大野一臣
宇部興産株式會社	人事部長	網野英策
入山採炭株式會社	人事部長	中村豐
三菱鑛業生野鑛山	勞務課長	山内正二
住友鑛業鴻之舞鑛山	勞務課長	田尾本政一
古河鑛業足尾鑛山	勞務課長	岡田剛雄

一、現場の明朗化に関する件

株式會社 藤田組	勞務課次長	◎白石貞太郎
北海道炭礦汽船株式會社	勞務部長	○前田
貝島炭礦株式會社	勞務課長	田中益彦
帝國礦業開發株式會社	勞務課長	○長岡義雄
鑛山統制會	勞務課長	○村雨辰雄
三井鑛山株式會社	勞務課長	向井久治
古河鑛業株式會社	勞務課長	大久保義信

製本控

同第 號

(品)

書名	967	國號	44	年	月	日
著者	勸業館編輯部 第二輯					
受入	鑛業, 勸業館印刷部					
備考	申					

丁目十七番地

重遠

丁目三番地

文雄

日本產業報國會

電話九段(三)四七九番  
振替口座東京一七六〇〇〇  
會員番號二一六〇五六

967  
44

967  
44

株式會社 藤田組	勞務課次長	◎白石貞太郎
北海道炭礦汽船株式會社	勞務部長	○前田一
貝島炭礦株式會社	勞務課長	田中益彦
帝國礦業開發株式會社	勞務課長	○長岡義雄
鑛山統制會	勞務課長	○村雨辰雄
三井鑛山株式會社	勞務課長	向井久治
古河鑛業株式會社	勞務課長	大久保義信

三一

昭和十八年五月二十日印刷  
昭和十八年五月二十五日發行

(非賣品)

編輯兼發行人 橋本重遠  
東京市神田區神保町二丁目十七番地

印刷者(東京三三七)西 瀉文雄  
東京市神田區一ツ橋二丁目三番地

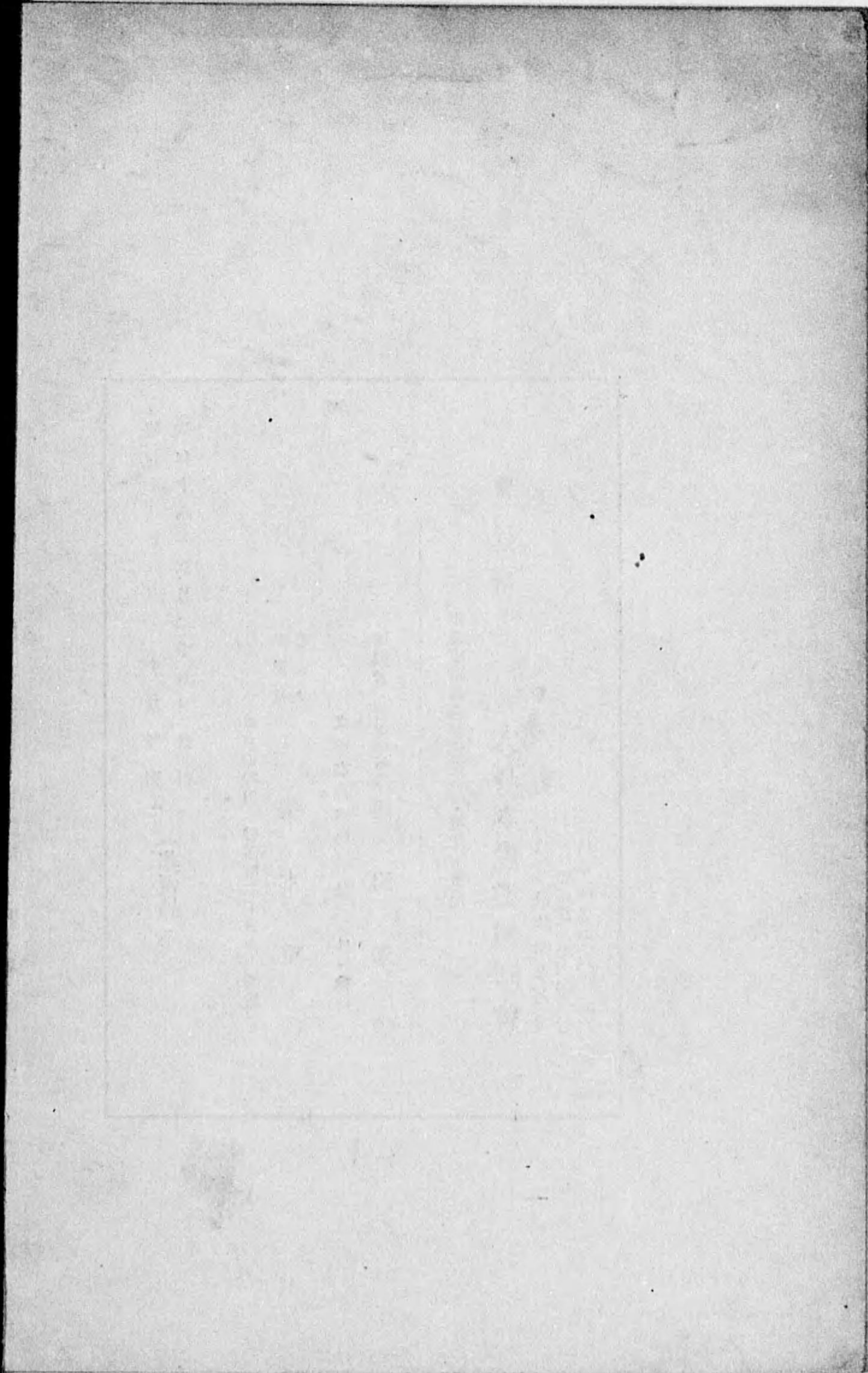
東京市神田區神保町二丁目十七番地

發行所

大日本產業報國會

電話九段(三)四七九番  
振替口座東京一七六〇〇〇  
會員番號二一六〇五六

967  
E  
44



終